

船舶事故調査報告書

平成26年8月7日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵男（部会長）

委員 庄司 邦昭

委員 根本 美奈

事故種類	衝突
発生日時	平成26年2月23日（日） 11時25分ごろ
発生場所	福岡県福岡市能古島 ^{のこの} 西方沖 能古島灯台から真方位227° 1,950m付近 （概位 北緯33° 37.5′ 東経130° 17.3′）
事故調査の経過	平成26年2月25日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A ヨット ^{ジュリア} Julia、5トン未満 291-31342福岡、個人所有 8.55m (Lr) × 3.24m × 1.60m、FRP ディーゼル機関、11.77kW、平成3年7月 B 漁船 ^{あき} 明丸、1.6トン FO3-31204（漁船登録番号）、個人所有 7.53m (Lr) × 2.24m × 0.75m、FRP ディーゼル機関、100kW（動力漁船登録票による）、昭和61年4月23日
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 64歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成3年5月9日 免許証交付日 平成23年3月23日 （平成28年5月8日まで有効） B 船長B 男性 68歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和51年3月26日 免許証交付日 平成23年3月14日 （平成28年5月8日まで有効）
死傷者等	A 軽傷 1人（船長A） B 軽傷 1人（船長B）
損傷	A 船首部右舷外板に破口 B 船首部先端外板に破口
事故の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、福岡市宝島 ^{ほう} 付近で釣りを行った

	<p>後、船尾左舷側ベンチシートに横座りし、舵棒を持って能古島西側にある象瀬<small>せうせ</small>に向け、約3ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で機走により、北東進していた。</p> <p>船長Aは、船首方向に顔を向け、時折、釣りの準備のためにベンチシート上の釣り道具を入れたボックスの中の道具を扱っていた。</p> <p>船長Aは、象瀬の手前約400mに来たとき、B船がA船の右舷後方約15mからA船に向かって来ていることに気づき、とっさに相手船を右に避けるルールがあったことを思い出し、右一杯に舵を取ったところ、平成26年2月23日11時25分ごろ、能古島西方沖において、A船の船首部とB船の船首部とが衝突した。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、約4knの速力で能古島の東方沖から西方沖へと大きくジグザグ状に航行し、能古島の周囲で魚群の探索をしていた。</p> <p>船長Bは、能古島の西方沖を南進した後、反転して能古島西方沖を北進した。</p> <p>船長Bは、通常は操舵スタンドの後ろに座って舵輪を持ち、舵輪の下の棚に設置している魚群探知機3台を2、3秒ほど見た後、前方の見張りをすることを交互に行っていたが、本事故当時、天候が良く、<small>なぎ</small>風であり、視界が良いので、周囲の船舶に対する意識が薄れて魚群探知機をいつもより長く見ていたところ、A船と衝突した。</p> <p>船長Aは、本事故時、スロットルレバーで<small>てん</small>髻部を打撲し、船長Bは、舵輪の取っ手で右顔面を打撲した。</p> <p>船長A及び船長Bは、本事故後、お互いの無事を確認したが、詳しい話合いをせず、船長Bは漁を再開しようと思って北西進し、船長Aは、B船を追ったが、追いつかないので、携帯電話で本事故の発生を海上保安部に通報した。</p> <p>A船は福岡市所在のヨットハーバーに帰り、B船は漁を終えて福岡市姪浜漁港に帰った。</p>
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 晴れ、風向 東、風力 1、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期</p>
<p>その他の事項</p>	<p>A船にはGPSプロッターがあったが、故障していた。</p> <p>B船は、レーダー及びGPSプロッターがあった。</p> <p>船長A及び船長Bは、救命胴衣を着用していた。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、能古島西方沖を機走して北東進中、船長Aが、右舷後方約15mにA船へ向けて航行するB船を認めたことから、右舵一杯を取ったが、B船と衝突したものと考えられる。</p>

	<p>B船は、能古島西方沖を魚群の探索をしながら北進中、船長Bが、舵輪の下の棚に設置している3台の魚群探知機に注意を向けていたことから、A船に気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、能古島西方沖において、A船が北東進中、B船が魚群の探索をしながら北進中、船長Aが右舷後方約15mにA船へ向けて航行するB船を認め、また、船長Bが舵輪の下の棚に設置している3台の魚群探知機に注意を向けていたため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・航行中は、前方だけでなく周囲の見張りを適切に行い、危険回避のための操船を早めに行うこと。 ・航行しながら、見なければならぬ魚群探知機のような機器は、できる限り、見張りの視線から近い場所に設置することが望ましい。 ・魚群を捜すため、魚群探知機を見る場合、周囲の安全を確認した後、適切な見張りに支障が生じないように、できる限り、短時間とすること。